

計量単位令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際度量衡総会の決議に従い、計量法に定める計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位の接頭語としてクエタ等を追加すること。

(別表第四関係)

第二 附則

一 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第二項関係)